

代理人選任届

(宛先) 防府市長

令和 年 月 日

委任者	住所	防府市
	氏名	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生

私は、下記の者を代理人に選任し、私に係る

- 印鑑登録申請
- 印鑑登録証再交付申請
- 印鑑登録証亡失届
- 印鑑登録廃止届

登録印鑑

に関する権限を委任したので届け出ます。

代理人	住所	
	氏名	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生

(注) この選任届は、委任者が全て自署してください。

代理人による登録申請時に必要なもの		
①代理人選任届	②登録印鑑	③代理人の印鑑 (認印可)

注 意 事 項

届出の資格 …… 本市に住所があり、住民基本台帳法により記録を受けている方は、印鑑の登録ができます。ただし、15歳未満の方及び意思能力を有しない方は、印鑑登録できません。

登録の申請 …… この申請は、原則として本人自らしなければなりません。やむを得ず代理人に依頼するときは、上記の代理人選任届もあわせて記入してください。

登録証の交付 …… 印鑑の登録の申請があったときは、印鑑登録申請者に文書で照会し、回答書等の必要書類をお持ちになられたときに登録証を交付します。ただし、本人自ら申請する場合で、下に掲げる本人確認書類を提示された方又は本市において印鑑登録している方により本人であることを保証された方に対しては直ちに登録証を交付します。

本人確認書類とは 官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書で本人の写真を貼り付け、浮出プレスによる契印又は特殊フィルムで焼付加工されたものに限ります。
(例) 運転免許証、旅券、個人番号カード、身体障害者手帳など